

<研究ノート>

韓国と日本のスクールソーシャルワーク比較

和 田 要

はじめに

現代社会の大きな変化に対応するために、2000年6月社会福祉基礎構造改革（中間まとめ）によって、これを機に我が国においては、社会福祉事業法が「社会福祉法」として大幅に改正された。基本的には、社会事業制度が「措置から契約へ」と大きく変わり選べる社会福祉事業となったが、社会福祉に対する国民の意識や具体的な制度が磐石であるかといえば、常に社会の変化が早く課題も大きくある。

学校教育現場における、「いじめ」や「児童虐待」などは跡を立たず増加の傾向にある。さらには、子どもの貧困が16%を超える、およそ子ども7人に一人相対的貧困に置かれている。¹⁾

社会福祉の専門職として、施設・団体・機関などの相談・支援として社会福祉士がその仕事を担当しているが、学校現場での社会福祉士の活動は、まだ我が国では日が浅い。

1957年には内田守によって、熊本学園大学の前進である熊本短期大学において、中学校における「欠食児童」に対する学校社会事業に関する研究が公表されている。²⁾さらに1970年代には、高知県や神奈川県では、「福祉教員」が配置され、「同和地区」の子どもたちが、部落差別故に学校での長期欠席に対する取り組みとして「今日もあの子が教室に

いない」という現実から家庭訪問をした取り組みがあった。

学校教育現場で、子ども達が置かれている状況は、格差社会の中で課題や相互に関連し合って、成長発達から疎外されている。「貧困」「いじめ」「虐待」「しうがい」「社会的養護」「不登校」「消息不明の子ども」「学力」「非行」問題などにくわえて「安全・安心」な中で暮らす権利など子どもの権利侵害が多発し、学校教育や地域社会が「子どもの最善の利益」を保障する営みが強く求められている。

「いじめ」問題や「あれる学校」などが社会問題化する中で、学校という枠組みの中で教職員にくわえて、「スクールカウンセラー」が配置されてきた。³⁾

「校内暴力」が社会問題として取り上げられ1979年には埼玉県所沢市では「スクールソーシャルワーカー」が明確に位置づけられて、保護者や地域と学校の関係を調整する実践が行われている。⁴⁾

文部科学省調べによると、2010年時点で全国に994人がスクールソーシャルワーカーとして配置されている。

一方韓国におけるスクールソーシャルワーカーの配置は、我が国より早く1997年であり、社会福祉士有資格者で実務経験2年以上の者が配置されている。⁵⁾

1) 内閣府「子どもの貧困対策」検討会資料 2014年6月

2) 内田守「学校社会事業の現段階とその問題点-1」熊本短大論集14 106~158頁 1957年5月

3) 1958年東京大学における「学生相談所」がスクールカウンセラーの始まりといわれ、その後小中高等学校に配置されている。1995年に文部科学省は「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」として公立学校に配置した。

4) 文部科学省「学校等における児童虐待防止に向けた取り組みについて」（報告書）学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議 平成18年5月

5) 特定非営利活動法人 日本スクールソーシャルワーク協会によると、1997年に韓国SSWアカデミーが設立されて300名の会員がいるとしている。<http://www.sswaj.org/worldinfo.html>

用語について、かつては、「学校社会事業」と呼ばれていた時代があったが、今日では「学校社会福祉」あるいは「学校ソーシャルワーク」または「ス

クールソーシャルワーク」という表現があるが、ここでは、全て「スクールソーシャルワーク」あるいは「スクールソーシャルワーカー」と表記する。

日本と韓国の社会福祉教育カリキュラム

熊本学園大学 社会福祉学科	梨花女子大学 社会福祉学科
社会福祉入門	社会福祉入門
ウェルビーイング学	社会問題
医学一般	社会環境と人間行動
社会学概論 心理学	社会福祉における文化多様性
精神医学 精神保健論	精神保健
ジェンダー論	社会福祉援助技術
ボランティア論	社会福祉原論
社会福祉原論	社会福祉政策
社会調査	ボランティア論
ソーシャルワーク論	女性福祉
ソーシャルワーク方法論	社会福祉実習
ソーシャルワーク演習	社会福祉運営管理
公的扶助論	社会福祉調査
高齢者福祉論	社会保障政策
障害児・者福祉論	ソーシャルワークにおける健康
地域福祉論	児童福祉
児童家庭福祉論	地域福祉
<u>スクールソーシャルワーク論</u>	<u>スクールソーシャルワーク</u>
社会福祉発達史	ソーシャルワークにおける精神保健
社会保障論	家族福祉
福祉行財政論	社会福祉哲学と倫理
福祉管理運営論	矯正福祉
医療福祉論	社会福祉統計
就労支援論	障害者福祉
権利擁護と成年後見制度	開発と効果測定
司法福祉論	青少年福祉
社会福祉法制	産業福祉
国際福祉論	ケースマネジメント
ソーシャルワーク実習指導	スーパービジョン
ソーシャルワーク実習	企業の社会的責任

上の表は、熊本学園大学社会福祉学科と韓国梨花女子大学校社会福祉学科の社会福祉に関する科目の比較である。なお、梨花女子大学校はホームページを参考にした。

出所：<http://www.ewha.ac.kr/mbs/ewhajp/>

日本と韓国を比較すると社会福祉専門職養成の観点が異なることがわかる。日本においては、福祉サービス利用者の理解と相談のスキルや制度の理解など

に重点が置かれていることがわかり、制度政策に対するコーディネートの役割を社会福祉士に求めていくことがわかる。韓国における社会福祉士養成をみると社会背景の理解に関する科目や社会開発的な科目が置かれていることがわかる。

スクールソーシャルワークに関する科目を比較してみると、スクールソーシャルワーク論は、ともに置かれているが基本は社会福祉士養成の科目が開講されているが、具体的な教育内容については、シラ

バスを今後検討する必要がある。

1 スクールソーシャルワークとは

2000 年代に入り、スクールソーシャルワークとは何かについていくつかの定義がなされている。

文部科学省は、2008 年スクールソーシャルワーカー活用研究事業を開始するにあたり、スクールソーシャルワーカーの仕事として、「問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこと」と定義している。

日本学校ソーシャルワーク学会において、「学校ソーシャルワークは、子どもの人権と社会正義（教育及び発達を保障していくこと）を目的に、学校・家庭・地域が一体となって支援していくことを基盤とした援助方法である。そしてその援助方法を活用し、学校・家庭・地域のつなぎ役となって子どもが抱える課題に取り組んでいく」としている。⁶⁾

全米ソーシャルワーク協会のスクールソーシャルワークを紹介した、山下英三郎らによるアメリカでの理論や実践について紹介した序文の中で、「これまでの教育現場において見落とされてきたアプローチを補完するものとしてスクールソーシャルワークという方法がある。それは子どもと彼（彼女）を取り巻く多様な環境的な要素（学校、友人、近隣、地域社会など）との相互影響（交互交流）に注目し、変革の対象を一方にのみ求めるのではなく、必要に応じて関与の焦点をシフトするという柔軟な方法をとる。したがって、困難に遭遇した子どもたちだけが否定的にとらえられて、やみくもに適応を要求されることはない。周囲の人やシステムへの働きかけも、当然のことながら重視される。」⁷⁾

また、大塚美和子は学校崩壊とスクールソーシャ

ルワーカーについて、親と教師の調査による実践モデルを提唱している中で、仲介理論をもとにした分析をしたうえで、「スクールソーシャルワークには、子ども、家族、コミュニティのニーズに対する学校の応答性を高める責任がある。」と述べている。⁸⁾

子どもたちが、親（家庭）・学校・地域で、成長と発達を保障するうえで、ソーシャルワークの価値と理念と方法を活用しながら子どものウェルビーイングを実現する営為を通じて、「子どもの最善の利益」を守り増進させることがスクールソーシャルワークの役割と目的であるといえる。

2 スクールソーシャルワーカーの資格背景について

日本における社会福祉士制度は、1987 年「社会福祉士及び介護福祉士法」によって社会福祉専門職の資格が出来上がった。また、精神障害者の地域相談支援や社会復帰相談や適応訓練などを行う専門職として 1997 年「精神保健福祉士法」が成立した。この両資格がスクールソーシャルワーカーの基本資格となっている。

山野則子が 2012 年に全国調査をしたスクールソーシャルワーカーの資格背景を見てみると。2008 年度より文部科学省は、スクールソーシャルワーカー活用事業の中で「福祉専門資格を持つのが望ましい」としているが、スクールソーシャルワーカーが持つ資格は、社会福祉士が 40%、精神保健福祉士は 21% だった。最多は教員免許（52%）で、無資格者も 5% いた。山野教授によると、元校長や警察 OB というケースも少なくない。⁹⁾

この現状を考えるときに、福祉専門資格をもつ者が現実に配置されていない状況の背景には、学校現場や教育委員会が抱える課題が横たわっていることに留意しておく必要がある。

6) 日本学校ソーシャルワーク学会編『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規 3p 2008 年

7) 全米ソーシャルワーカー協会編 山下英三郎編訳『スクールソーシャルワークとは何か その理論と実践』現代書館 1998 年 6p

8) 大塚美和子『学級崩壊とスクールソーシャルワーク — 親と教師への調査に基づく実践モデル —』相川書房 2008 年 あとがき

9) 毎日新聞 2013 年 5 月 25 日 大阪版

さて、日本と韓国の社会は大きな共通点と相違点を持ちながら社会福祉分野で活動の領域や実務が異なっている。もっとも近い隣国から学びあう視点が何より必要であり、相互に社会福祉専門職の質を高めあう視点も忘れてはならない。たとえば、多文化共生のソーシャルワーク、軍社会福祉、脱北者支援のソーシャルワークなどについては、学ぶべきことである。

次に、日本と韓国のスクールソーシャルワークの現状を比較することにする。

3 韓国におけるスクールソーシャルワーカーについて

韓国におけるスクールソーシャルワーカー導入の背景は、1960年代後半から韓国社会の経済的な発展とともに、学校現場で「いじめ」「不登校」「校内暴力」「貧困」問題が子どもたちの成長と発達に大きく影を落とし社会問題化したことにある。そこで、スクールソーシャルワーカーの役割として、生徒支援活動（ケースワーク、グループワーク）、教育支援活動（相談事例協議、学校暴力予防活動）、家庭支援活動（保護者への相談活動、家庭訪問）、地域社会連携活動（学校と他機関との連携促進）にあたるとしている。社会福祉士2級資格をもつ学生か修士を、学校や関係機関が採用している。2008年の時点で230人が配置されている。¹⁰⁾

基本的には韓国においても、社会福祉領域や教育領域のカリキュラムを修めて、社会福祉士試験合格後の実務経験を必要としている。ただ、韓国では学校教育分野でも多くの教師たちが修士号を持っているために、スクールソーシャルワーカーも大学院教育を修了した者が増加している。

10年以上前から山下英三郎たちは、韓国のスクールソーシャルワーカーについて言及し、世界のスクールソーシャルワーカーと比較している。¹¹⁾

近年では、スクールソーシャルワーク実習指導者に関する韓国の調査として、大門俊樹によって、養成の課題についての研究を行っている。¹²⁾

韓国において、スクールソーシャルワーカーが配置されたのちに、スクールソーシャルワーカーの専門職として職務内容に関する研究がある。

たとえば、Jin, Hye Kyung・Ahn, Jeong Sun¹³⁾によって、「学校内の福祉サービス専門人材の職務の研究－学校社会福祉士と地域社会の教育の専門家を中心にして－」とする研究では、教育福祉事業と学校社会福祉の差異と特徴を分析して創設まもないスクールソーシャルワークの役割の可能性を明らかにしている。

さらに、Ahn, Jeong Sunらは、「学校社会福祉士の職務分析と職務標準案の開発」の研究によって、スクールソーシャルワーカーの職務体系の確立と管理、教育訓練と人材開発、人的資源の活用、自律職務管理ツールの機能などを提示した。¹⁴⁾

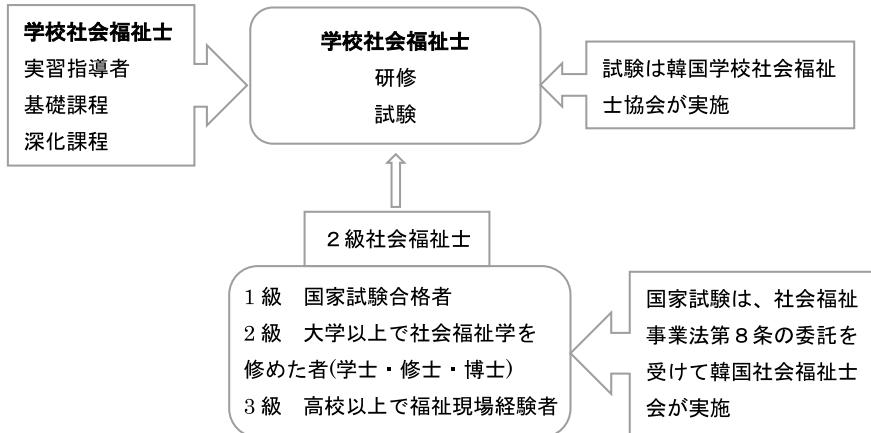
スクールソーシャルワーカーが日本・韓国ともに社会福祉士資格をベースとしているので、これを比較する。

日本の社会福祉士国家試験に関する指定科目は以下のとおりである。

人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行政財政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、社会調査の基礎、

-
- 10) 山野則子「スクールソーシャルワークハンドブック 2011」9p 文部科学研究費「日本におけるスクールソーシャルワークの実証的研究－福祉の固有性の探究－」の助成
 - 11) 山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳編著『スクールソーシャルワーク論』学苑社 2009年 29~36p
 - 12) 大門俊樹「韓国における学校社会福祉福祉現場実習指導に関する研究 指導マニュアル中間段階の研究から」日本社会福祉学会第62回全国大会資料
 - 13) 전혜경 Jin, Hye Kyung 안정산 Ahn, Jeong Sun 「学校内の福祉サービス専門人材の職務の研究－学校社会福祉士と地域社会の教育の専門家を中心にして－」青少年福祉研究第10巻第1号 Journal of Adolescent Welfare 2008, Vol.10, No.1, 139~165.
 - 14) 안정산 Ahn, Jeong Sun 「学校社会福祉士の職務分析と職務標準案の開発」韓国子供福祉 21号 2006 148~179p

図 1：韓国の社会福祉士と学校社会福祉士制度



参考：韓国学校社会福祉士協会および韓国社会福祉士会のホームページをもとに筆者作成

相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、福祉サービスの組織と経営、高齢者に対する支援と介護保険制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、就労支援サービス、更生保護制度の以上 21 科目である。

韓国社会福祉士試験¹⁵⁾に関する科目は、必修科目として 10 科目は、社会福祉概論、人間行動と社会環境、社会福祉政策論、社会福祉法制論、社会福祉実践論、社会福祉実践技術論、社会福祉調査論、社会福祉行政論、地域社会福祉論、社会福祉現場実習。

選択科目は 4 科目とされ、児童福祉論、青少年福祉論、老人福祉論、障害者福祉論、女性福祉論、家族福祉論、産業福祉論、医療社会事業論、学校社会事業論、精神健康論、矯正福祉論、社会保障論、社会問題論、ボランティア論、精神保健社会福祉論、社会福祉指導監督（スーパービジョン）論、社会福祉資料分析論、プログラム開発と評価、社会福祉発達史、社会福祉倫理と哲学とされている。

次に、韓国スクールソーシャルワーカー協会ホー

ムページ¹⁶⁾で公開されている、スクールソーシャルワーカー養成の目標と具体的な内容を以下紹介する。

スクールソーシャルワーカーの目標と具体的な内容

目標 1 学校社会福祉実践のための条件醸成

具体的な業務として、関連協議体と連携部門の組織、オフィスや学生相談スペースの用意環境の構成、学生/親/教師/地域社会を対象と広報活動、ボランティア募集、バッチ、学校のニーズ調査と地域社会の調査

目標 2 学生対象活動支援

具体的な業務として、①ケースワーク随時個別相談や専門家依頼、複合的な問題とニーズを持つ学生のための様々な専門家で構成されサポート運営、心理テスト、②グループワーク 自己の成長のための集団活動、学習戦略、進路ナビゲーション、ボランティア、ピアカウンセリングなど、問題解決のための集団活動（コミュニケーションスキルトレーニング、怒り調節、行動修正）など、予防教育（暴力予防、共同体意識の向上集団）など、③その他文化活動など 文

15) 李英芬 株本千鶴「韓国社会福祉士の現況と課題」人文学報 社会福祉学(16) 55-86p 首都大学東京 2000 年

16) 韓国スクールソーシャルワーカー協会 한국학교사회복지사협회 KASSW <http://www.kassw.or.kr/>

- 化体験イベントや休暇中のキャンプ、楽しい学校生活のための文化イベント、健康な若者文化のための学生の活動支援など
- 目標3 家族支援やボランティア活動**
具体的な業務 家庭訪問、親相談、奨学金、生活補助金などの連携、一人親家庭の学生のための感情的なスポンサー提携
- 目標4 学校の変化のための活動**
具体的な業務 学生の福祉の理解増進のための教師の研修、学生の援助のための校内サービスシステム作り、学生擁護活動と学校システム変更のための活動
- 目標5 コミュニティ資源の構築と連携サービス**
具体的な業務 地域社会資源調査開発活動、専門家、専門機関との協力体系用意、地域社会の学生福祉支援協議会結成や運営、地域社会の認識向上と環境改善のためのキャンペーンと参加活動
- 目標6 その他**
具体的な業務 活動記録、評価、諮問、サービスの有効性の調査研究、活動推進とレポート作成の配布

スクールソーシャルワーク実施事業として、

- ① 教育福祉優先支援事業 文部科学省傘下の市・道教育庁と教育支援庁が運営して都市低所得層が密集している学校を優先選定し、教育福祉優先支援事業を実施
- ② 地方自治体事業 地方自治団体の地域の児童、青少年の福祉のために学校、社会福祉事業を実施する。京畿道果川市、城南市、龍仁、水原市、軍浦市、義王市、安養市などで実施
- ③ WeStart 貧しい家庭の子供たちに公平な福祉 (Welfare) と教育 (Education) の機会を提供し、貧困相続を壊し人生の出発 (Start) を助けようという市民運動
- ④ ドリームスタート 運動は、教育、福祉、健康の分野で公正なスタートラインを提供して根本的な自活の意志を育てくれる活動。WeStart 町の中心部が中心となってボランティア、地方自治体や社会福祉館、学校、社会団体、企業、保健所、病院、薬局などの住民が力を合わせ、

児童福祉ネットワークを構成して、12歳以下の貧困児童を助ける

※ドリームスタート事業は、児童の公平な養育条件と出発の機会を確保するために、低所得妊婦と0-12歳の子供とその家族に保健、福祉、教育を統合した専門的なサービスを提供する国主導の先進児童福祉プログラム

また、韓国のスクールソーシャルワーカーが果たす役割についても紹介している。

- ① 臨床の専門家 学生のための個別、グループカウンセリングや治療的介入
- ② 教育/アドバイザー 学習、進路のための情報の提供、社会生活技術、学習戦略、コミュニケーション訓練、各種予防のための教育
- ③ コーディネーター/連携者 学生と家族に必要な資源の発掘、連携
- ④ アジャスター/仲介 学生と家族に必要な資源の発掘、連携
- ⑤ アドボケーター/支持者 学生と家族の人権を保障するための擁護活動
- ⑥ 資源開発 学生と家族、学校に必要な地域社会資源の発掘と開発促進
- ⑦ 協調者/協力者 教師をはじめ、様々な専門家、関連機関との協力、協調
- ⑧ 調査研究 実態調査と効果の研究を通じた効果的な福祉サービスを提供
- ⑨ 政策提言 学生の福祉増進のために、さまざまなレベルでの政策監視、提言に参加

韓国では、研修制度が明確に提示されているのも特徴である。研修は、「基礎コース」とスーパーバイザー養成のための「深化課程コース」がカリキュラム化されている。その内容については、以下の通りである。

「基礎コース」カリキュラムの概要

学校社会福祉の歴史と現状、学校社会福祉の概念と理解、学校社会福祉の観点とモデル、児童・青少年の発達段階を理解、児童・青少年関連法の理解、学校組織、教育課程の理解、学校内に効果的にケース管理、個別・集団におけるシステムの介入での学校社会福祉実践、学校社会福祉実践コースと戦略、プログラムの開発と評価、学校社会福祉の資格制度と専門性

また、スクールソーシャルワーク実習指導者の研修プログラムテーマについては、以下の通りである。

社会福祉実践とスーパービジョンの理解

学校社会福祉実習指導の過程と手順 1：概要と準備段階

学校社会福祉実習指導の過程とステップ 2：初期段階

学校社会福祉実習指導の過程と手順 3：中間

学校社会福祉実習指導過程とステップ 4：終了と評価の段階

学校社会福祉実習指導事例（共同実習指導・個別実習指導）

さらに、スーパーバイザー養成のための深化課程研修も行われている。

社会福祉スーパービジョンモデルと技術とプロセスの理解、変化の創出プログラミングとスーパービジョン、直接サービス実践技術向上のためのスーパービジョン、評議会：教育とスケジュールの評価、自由討論の主題記録、地域社会とのネットワーク形成とスーパービジョン、学校の事例管理スーパービジョン、スーパービジョン計画書作成実習Ⅱ、スーパービジョン進行事例分かち合い、評議会と修了

韓国と比較すると、日本におけるソーシャルワーカー養成のカリキュラムを見るとスーパービジョンに関する研究や著作は量的にもまだ少ない状況にある。¹⁷⁾（近著では黒木邦弘氏によるものがある）介護保険制度が実働する中でケアマネジメントの基本的理念やその具体的な手法に関する教育は行われているものの、学校の中におけるマネジメントに関する内容や評価について研修内容が充実していると言いたい。これらの内実についてはさらなる調査をしなければならない。

4 日本との比較から

認定スクールソーシャルワーカーの枠組み

我が国における、スクールソーシャルワーカー養成に関して日本社会福祉士養成協会による認定スクールソーシャルワーカーの課程がある。

認定の要件として、厚生労働省令に定める社会福祉士指定科目に加えて、スクールソーシャルワーク専門科目として、「スクール（学校）ソーシャルワーク論」（30 時間）、「スクール（学校）ソーシャルワーク演習」（15 時間）、「スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導」（15 時間）、「スクール（学校）ソーシャルワーク実習」（80 時間）と教育関連科目として教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目」の中から 1 科目以上、「教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目」または「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」の中から 1 科目以上と「精神保健の課題と支援」を履修し単位を修得することによって、「認定スクール（学校）ソーシャルワーク」課程修了としている。

基本的には、現在文部科学省がスクールソーシャルワーカー活用事業予算化する中で、都道府県の教育委員会では、社会福祉士資格を有し 2 年以上の実務経験がある者が採用の基準となっているし、多くの都道府県では、普通自動車運転免許が採用条件に記載されている。¹⁸⁾

さらにスクールソーシャルワーカーの配置状況をみると非常勤職員であり、しかも教育委員会の地域ブロックごとに広域での活動を展開せざるを得ない状況にある。

民間団体によるスクールソーシャルワーカー養成

一つの手がかりとして、民間団体¹⁹⁾による養成

17) 『新・社会福祉士養成講座 8 そうだんえんじょの理論と方法 第3版』中央法規 2015 年「第 9 章 スーパービジョンとコンサルテーション」

18) 熊本県教育委員会平成 24 年度スクールソーシャルワーカー募集要項

19) YMCA 健康福祉専門学校の HP による。

も行われている。青少年教育の歴史を持つ民間団体としての先進をもったカリキュラムをみると、スクールソーシャルワーカーとして教育現場で具体的な活動を展開する上で実働できることを目指しているカリキュラムがある。

養成のための基礎課程として、「①スクールソーシャルワーク論 ②スクールソーシャルワーク演習

③発達心理学 ④精神保健学 ⑤児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 ⑥教育原論」と「①児童家庭分野：スクールソーシャルワーク（児童）②児童家庭分野：理論アプローチ別科目 ③児童家庭分野：対象者別科目 ④児童家庭分野：児童家庭分野の制度の動向」を履修する。

応用課程として

(1) エンパワーメントアプローチ演習（予防開発的援助技術）

- ①学校コーチング ②スーパービジョン ③セルフカウンセリング・認知の転換Ⅰ ④価値観の明確化 ⑤認知の転換Ⅱ

(2) 臨床福祉・心理援助技術演習

- ①精神分析的アプローチ ②心理検査 ③認知行動療法Ⅰ：論理療法・問題解決志向アプローチ
- ④認知行動療法Ⅱ：基礎理論・演習 ⑤認知行動療法Ⅲ：教職員メンタルヘルス ⑥技能演習

(1) エンパワーメントアプローチ演習

- ①児童家庭分野：スクールソーシャルワーク（児童）
- ②児童家庭分野：理論アプローチ別科目

(2) 臨床福祉・心理援助技術演習

- ③医療分野：理論アプローチ別科目

- ①スクールソーシャルワーク実習指導

- ②スクールソーシャルワーク実習

これらの基礎講座や応用講座とは別に認定社会福祉士を対象としたカリキュラムがある。

この民間団体におけるプログラムの特徴は、子どもたちの置かれた状況をいかに科学的にアセスメントし、子どもの権利を回復する「エンパワーメント」を高める視点と技法を学ぶところに大きな特徴を置いている。

現在子どもたちが置かれているさまざまな課題解決のために力をつける、子どもにとっての最善の利益は何かを支援するという視点でのプログラムは、ス

クールソーシャルワーカー養成に必要であるといえる。

現在のスクールソーシャルワーカーの活動状況をみると、「不登校」「いじめ」「虐待」「貧困」「配慮をする障がい」など多岐にわたり、実際の活動も、教育委員会との連携、校長や担任などの教職員などの連携が求められている中でさらに社会資源の活用や創設を含めて広範囲な活動が求められている。さらに、子ども・親（保護者）・地域との対応など、ワーカーにとっては一つひとつの事例そのものが子どもの将来に直結していることに向き合わなければならぬ。

このように複層化している要因をワーカー一人の手によって解決に結びつけることは困難が多く、スーパービジョン体制を確立していくことが必要である。

5 今後の課題

日本と韓国のスクールソーシャルワーカーの配置は今後増加していくことが予測できる。格差社会が構造化する社会構造や子どもたちが抱える社会関係の構築の難しさ、コミュニティの地域再生力や支援力の弱体化、障がいを有し特別な配慮を必要とする子どもたち、情報化社会進展にかかわって子どもの権利を保障することなど課題は数多くあるが、何より大切なことは、一人の子ども（児童・生徒、学生、青年を含む）の「最善の利益」をいかに確保し、人間の成長と発達を社会として保障していくかが重要な鍵となる。

制度的には異なる部分もあるが、共通項として社会福祉士養成の延長線上にスクールソーシャルワーカーがあり、また社会福祉士資格取得後の福祉現場での実務経験を一定程度必要としている。

スーパービジョン体制の早急な整備が必要と考えることができる。スーパーバイザーの資格要件の中で、学校教育経験や教員免許所持などの要件も今後検討の課題である。現実の教育現場での教師と子どもダイナミックな教育活動を経験し学ぶことがなければならないと考える。教えることや保護者との連携などが福祉現場での経験とは異なる部分を含んでいることを明確な要件としてどのように設定するか

が課題である。

これらの実績をもつスクールソーシャルワーカーが、教育現場採用される際に、いわゆるフルタイムではない非常勤職員として採用され、身分保障が安定していないことは大きな課題である。教職員と同様な就労の条件が解決しなければ、腰を据えて取り組んでいける条件整備が教育行政に求められている。

6 今後に残された研究

日本と韓国におけるスクールソーシャルワーカーの相談支援の具体的なスキル（技術・技法）がどのように展開されているかを検討しなければならない。

韓国における多文化家族支援のソーシャルワークなどについては、さらに日本でも研究を深める必要がある。

スクールソーシャルワーカーとして実践を展開していく上での理論的な背景として具体的などのよう

な包括的理論²⁰⁾が活用されているかを比較検討すること必要である。

またスクールソーシャルワーカーとして実践活動場面における、援助者としてのメンタルヘルスについても比較検討が必要である。

おわりに

現代社会の中で、子どもが生活の困難さや不利益・差別にさらされ成長と発達から排除疎外されている現実を克服するうえで、スクールソーシャルワーカーにかける社会的なニーズの高まりに応えることに真摯に向き合う姿勢が今後も必要であると実感している。

多様な調査研究が子ども一人ひとりに有効に機能するように見据えていかなければならない。

20) 茶屋道拓哉・岩永靖による「スクールソーシャルワーカーの視座とかかわりに関する実践分析－子どもや家庭への視座とかかわり、価値観－」などの先行研究もある。